

平成27年度 園田地区

# 春の10万人わがまちクリーン運動

全市一斉のクリーン運動にご参加ください



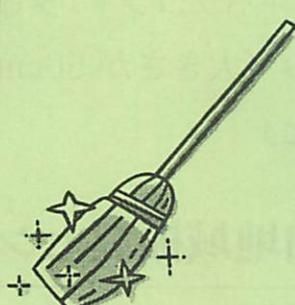
● とき： 平成27年5月17日（日）



午前9時から10時30分頃まで

小雨決行

※ 雨天の時は5月24日（日）に順延



● 清掃場所： 河川敷、地区内各駅前、自宅周辺等



★ 分別収集です。①・②以外のゴミは、収集しません。

- ① 燃やすゴミ
- ② ピン・缶・ペットボトル

★ 家電リサイクル法対象品目、パソコン、バイク、等は市が収集しないゴミです。

「家庭ゴミべんりちょう」を参考に対処してください。

★ みそのどろは、回収業者が異なるため、クリーン運動のときは、収集できません。  
指定月に申し込んでください。

（お問い合わせ 家庭ごみ案内ダイヤル 6374-9999）



参加できやすい場所で、清掃活動にご協力ください。



主催：市民運動園田地区推進協議会

事務局：園田地域振興センター（TEL 6491-2361）

回覧												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

うらも見てね

# 10万人わがまちクリーン運動でのお願い

1. 「燃やすごみ」と「ビン・缶・ペットボトルなど」とに分けて「尼崎市の指定袋」に入れて決められた場所に排出してください。
2. 次のものが投棄されていた場合  
「家電リサイクル品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫）等」「パソコン」「タイヤ」「消火器」「中身の残ったカセットボンベ」「大型ごみ（大きさが 50cm 以上のもの）」「自転車」「バイク」「車やバイクの部品など」

移動させずに投棄されていた場所を園田地域振興センターの担当者に連絡してください。 (6491-2361)

## 不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。など、厳しい罰則が設けられています。

また、不法投棄を移動させた場合、移動させた者が上記の罰則に科せられます。

3. 側溝などの汚泥収集は行いません。地域の指定日に予約の上出してください。  
なお汚泥収集の申し込みは、家庭ごみ案内ダイヤル (TEL06-6374-9999) へ

